

令和元年 10 月 1 日より、幼児教育・保育の無償化が始まります。

幼稚園や保育所、認定こども園などを利用する 3～5 歳の子どもと、0～2 歳の住民税非課税世帯の子どもの施設等利用料が無償となります。

○対象

- ・3～5 歳の子ども

(注 1)無償化の期間は、満 3 歳になった後の 4 月 1 日から小学校入学前までの 3 年間です。

(注 2)幼稚園については、入園できる時期に合わせて、満 3 歳児から無償化されます。

(注 3)通園送迎費、食材料費、行事費、延長保育料などは、無償化の対象とはなりませんので、引き続き保護者の皆さんに負担していただきます。ただし、年収 360 万円未満相当世帯の子どもたちと全ての世帯の第 3 子以降の子どもたちについては、副食(おかず・おやつ等)の費用が免除されます。

- ・住民税非課税世帯の 0～2 歳の子ども

(注)現行制度を継続し、保育所等を利用する最年長の子どもを第 1 子とカウントして、0 歳から 2 歳までの第 2 子は半額、第 3 子以降は無償となります。(年収 360 万円未満相当世帯については、第 1 子の年齢は問いません)

○対象施設・事業等 施設等利用料無償化の範囲、認定区分等は下表のとおりです。

対象施設等	3～5 歳児	住民税非課税世帯の 0～2 歳児	必要な認定
認可保育所 地域型保育施設 認定こども園(保育認定)	無償	無償	教育・保育給付 認定 2 号・3 号
新制度移行幼稚園 認定こども園(教育認定)	無償	—	教育・保育給付 認定 1 号
新制度未移行幼稚園	月額 25,700 円 まで無償	—	施設等利用給付 認定 1 号
幼稚園(未移行幼稚園含む)・認定こども園 の預かり保育(月額上限 450 円) (保育の必要性の認定を受けた子どものみ)	月額 11,300 円 まで無償	月額 16,300 円 まで無償	施設等利用給付 認定 2 号・3 号
認可外保育施設、一時預かり事業、病後児 保育事業、ファミリー・サポート・センタ ー事業 (保育所等を利用しておらず、保育の必要 性の認定を受けた子どものみ)	月額 37,000 円 まで無償	月額 42,000 円 まで無償	施設等利用給付 認定 2 号・3 号
就学前障害児の発達支援	無償	無償	不要

○必要な認定

- ・教育・保育給付認定：保育所や認定こども園、新制度移行幼稚園に入所するために行っている認定です。10 月以降も内容に変更はなく、現在入所している場合は新たな手続きは必要ありません。
- ・施設等利用給付認定：無償化により新たにできた認定です。無償化の対象となるためには事前に手続きが必要です。

○保育の必要性

- ・無償化給付において「保育の必要性」とは、保護者の労働または疾病その他の内閣府令で定める事由により、保育所等に入所する場合と同じく「保育を必要とする事由」に該当している場合となります。保育を必要とする事由を確認するための条件・添付書類等は保育所等の入所申込時と同様となります。

無償化の方法について

保護者が一旦利用料を利用施設に支払い、後から町に請求する「償還払い」と、保護者があらかじめ無償で利用し、町が施設に直接支払いをする「現物給付」があります。

(注)「償還払い」か「現物給付」かは、利用される施設によって異なります。

○償還払いの場合の請求について（原則 3 か月毎）

・一度施設に利用料等をお支払いいただいた後、柴田町から保護者へ 3 か月ごとに限度額まで償還する「償還払い」により無償化を実施する場合。

- ① これまでどおり施設に利用料等を支払い、施設に領収書や施設を利用した旨のわかる書類を証明してもらいます。（大切に保管してください）
- ② 「施設等利用費請求書（償還払い用）」に、3 か月分の「領収書等の施設を利用した旨のわかる書類」を添付し、子ども家庭課に提出します。（郵送可）
- ③ 請求書を提出した翌月末頃までに、請求書に記載した保護者の方の口座に施設等利用費が振り込まれます。

・請求書の提出については、下表のとおり請求期間内の提出にご協力ください。

利用料等	請求期間
10月～12月分	1月5日～15日
1月～3月分	3月25日～4月5日
4月～6月分	7月1日～10日
7月～9月分	10月1日～10日

・振り込みについて、例えば令和元年 10 月から 12 月分の施設利用料等の請求書を上表の請求期間内に提出いただいた場合は、1 月下旬から 2 月上旬までの間に振り込みとなります。

(注 1) 上限額を超えた場合の差額は保護者の負担となります。

(注 2) 請求忘れのないようご注意ください。

(注 3) 領収書や施設を利用した旨のわかる書類を紛失等し、再発行できない場合については請求書を受け取れません。

○現物給付の場合について

月額上限額の範囲内で、施設等への利用料等の支払が不要になります。

幼稚園(新制度移行園除く)等の施設が無償化対象者の利用状況を記した内訳書等の資料を添付し、「施設等利用費請求書(法定代理受領用)」を町に提出することにより、町から施設に直接支払われます。

(注) 利用料等と無償化対象の給付金額を差し引きます。差額があり実費負担がある場合は、保護者から施設に支払いが必要です。

◎柴田町内の私立幼稚園については、月額上限額の範囲内で施設利用料等の支払が不要となる「現物給付」となります。